

事務連絡
令和4年3月7日

居宅介護支援事業所 管理者 様

今治市健康福祉部 高齢介護課長

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について（周知）

平素から介護保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省から「介護保険最新情報 vol.1009 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)」が発出されているところですが、今治市においても下記のとおりケアプラン検証を行うこととしますのでお知らせします。

なお、詳細については別紙「今治市における居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証実施要領」を参照してください。

記

○対象となる事業所要件

居宅介護支援事業所ごとにみて、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
かつ

②その利用サービスの6割以上が訪問介護サービス

※提出が必要な場合は、今治市から事業所へ個別に連絡します。

○提出書類

今治市から指定された対象者の

- ・居宅サービス計画書（第1表～第3表）
- ・サービス担当者会議の要点（第4表）
- ・アセスメントシート

【担当】

今治市健康福祉部高齢介護課
介護保険担当
TEL0898-36-1526